

## 第34号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「第15条の17」を「第15条の6」に改める。

別表4の項第1号中「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同項第2号中「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

別表7の項第7号中「12,000円」を「17,000円」に改める。

別表8の項第5号ア中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号イ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号エ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号オ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同項第6号ア中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に改め、同号イ中「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改める。

別表10の項第15号中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改める。

別表14の項中第10号を第14号とし、第2号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

(2) 法第15条の2第2項の規定に基づく 准看護師再教育研修を受けようとする者	
ア 法第14条第2項第1号に掲げる 処分を受けた者	48,000円

イ 法第14条第2項第2号に掲げる 処分を受けた者又は同条第3項の 規定に基づき准看護師に係る再免 許を受けようとする者	86,000円
(3) 法第15条の2第4項の規定に基づ く准看護師再教育研修を修了した旨 の登録を受けようとする者	5,600円
(4) 法第16条の規定に基づく准看護師 再教育研修修了登録証の書換え交付 を受けようとする者	3,400円
(5) 法第16条の規定に基づく准看護師 再教育研修修了登録証の再交付を受 けようとする者	4,100円

別表23の項第8号中「15,000円」を「9,000円」に改め、同項第9号を次のよ  
うに改める。

(9) 法第115条の29第2項の規定に基 づく介護サービス情報の調査を受け ようとする者	
ア 介護保険法施行規則（平成11年 厚生省令第36号）第140条の29に 規定する短期入所生活介護、短期 入所療養介護、地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護、介護 福祉施設サービス、介護保健施設 サービス、介護療養施設サービ ス、介護予防短期入所生活介護又	29,000円

は介護予防短期入所療養介護に係る調査	
イ ア以外の介護サービスに係る調査	27,000円

別表30の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

別表41の項第1号ア中「3,000円」を「2,900円」に改め、同号イ中「4,000円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,900円」に改め、同号エ中「5,300円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,000円」に改め、同項第3号中「2,900円」を「2,800円」に改め、同項第4号中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第5号中「1,900円」を「1,800円」に改める。

別表54の項第4号イ中「15,700円」を「16,500円」に改める。

別表60の項第2号中「15,100円」を「16,900円」に改める。

別表65の項中第6号を第16号とし、第5号を第15号とし、第4号を第14号とし、同項第3号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の8号を加える。

(6) 法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	3,300円
(7) 法第9条の2第1項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(8) 法第9条の2第1項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の書換えを受	870円

けようとする者	
(9) 法第9条の2第5項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けようとする者	3,000円
(10) 法第9条の2第5項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けた者であって、同 じ事由により有効期間の再延長を受 けようとするもの	1,100円
(11) 法第9条の2第5項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けた者であって、異 なる事由により有効期間の再延長を 受けようとするもの	3,000円
(12) 法第9条の2第5項に規定する普 通免許状又は特別免許状の有効期間 の延長に関する証明書の再発行を受 けようとする者	1,100円
(13) 法第9条の2第5項に規定する普 通免許状又は特別免許状の有効期間 の延長に関する証明書の書換えを受 けようとする者	870円

別表65の項第2号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第5条第1項及び第2項並びに 第16条の2第1項の規定に基づく普	1 免許につき 750円
--	-----------------

通免許状の授与、法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与並びに同条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者

(3) 法第5条第2項の規定に基づく普通免許状の授与を受けようとする者 3,300円

別表65の項第16号の次に次の14号を加える。

(17) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認を受けようとする者 3,300円

(18) 改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認に関する証明書の再発行を受けようとする者 1,100円

(19) 改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認に関する証明書の書換えを受けようとする者 870円

(20) 改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく確認を受けようとする者 3,300円

(21) 改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認に関する証明書の再発行を受けようとする者 1,100円

(22) 改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
(23) 改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期を受けようとする者	3,000円
(24) 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期を受けた者であって、同じ事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	1,100円
(25) 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期を受けた者であって、異なる事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	3,000円
(26) 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(27) 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
(28) 改正法附則第2条第5項括弧書の規定に基づく認定を受けようとする者	3,300円
(29) 改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(30) 改正法附則第2条第5項括弧書に	870円

規定する認定に関する証明書の書換えを受けようとする者

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第11号並びに別表4の項及び14の項の改正規定は公布の日から、別表41の項の改正規定は平成21年4月16日から、別表30の項の改正規定は平成21年6月1日から施行する。